弁護士会の 多摩地区法律相談センターニュース

東京三弁護士会多摩支部 検索

No.38
2018/3

多摩地区の市民の皆様には、日頃、東京三弁護士会多摩地区法律相談センターをご利用いただきありがとうございます。

立川法律相談センターで行っている労働法律相談では、これまで初回相談料を無料とする試みを行っておりましたが、平成30年４月から、労働者側のご相談の相談料無料化を本実施いたします。労働問題に関するお悩みがございましたら、ぜひ弁護士へご相談ください。

なお、使用者側相談の無料化試行は平成30年３月をもって終了いたします。

当法律相談センターでは、多摩地域の皆様のお力になれる様に、様々な取り組みを行っております。ご意見ご要望がありましたら、東京三弁護士多摩支部までお寄せください。

平成29年度東京三弁護士会多摩地区法律相談センター運営委員会
委員長 須 合 勝 博

発行所 東京三弁護士会多摩地区法律相談センター
〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階
Tel（042）548-3800　Fax（042）548-3808
東京三弁護士会多摩支部ホームページ http://www.tama-b.com/

解雇についての労働相談

多摩支部労働法制に関するプロジェクトチーム　委員
弁護士　小　峰　将太郎

事例：鈴木従業員への宣告

〇×会社の鈴木従業員は、真面目に仕事をしていますが、上司や社長とそりが悪く対立しています。ある日、〇×会社の佐藤社長は、鈴木従業員に対して、面談を申し入れました。面談で鈴木従業員は、佐藤社長に「お前がいると、職場の環境が悪くなる。今、おとなしく辞めるのであれば、解雇にまではしない。だから、おとなしく自主退職してくれ。」と言われてしまいました。鈴木従業員は、「私は退職しません。私は真面目に働いているのに、なぜやめなければならないのですか？」と佐藤社長に対して、自らの言い分を伝えました。すると、佐藤社長は、「わかった。1週間待ってやる。1週間後にまた面談しよう。そのときまでに考えておいてくれ」と鈴木従業員に言いました。事態を重くみた鈴木従業員は弁護士会の法律相談を予約します。

検討：解雇前の自主退職の勧め

鈴木従業員のような事態に陥る労働者は珍しくありません。社長は使用者として、職場環境配慮義務というものを負っており、簡単に言えば職場を過ごしやすくするための配慮をする義務を負っています。もし、鈴木従業員がパワハラ行為や職務怠慢などで会社の環境を乱すのであれば、そのような状況を是正するように努めなければなりません。とはいえ、鈴木従業員は真面目に仕事をしているだけで、上司とそりが合わないだけで、処分を受けるいわれはないし、まして、退職を勧められるいわれもありません。しかし、現実として、会社になじめない労働者が使用者に退職を勧められるケースは少なくないのです。

弁護士がかかわる不当解雇のケースでは、不当解雇の前に会社から退職勧奨ないし退職強要が行われることがままあります。カッとなって労働者自ら退職届を出してしまうと、後で違法な退職強要があったことが証明しづらくなってしまいます。自らに非が無いはずなのに退職を勧めてくる使用者に対しては、退職勧奨の段階で、こちらの言い分や相手の言い分を保存しておく必要があります。方法としては、交渉の経緯を録音しておくことが考えられます。どのような言い分で使用者が自分を辞めさせようとしているのか、退職勧奨の段階での使用者の言い分を保存しておきましょう。秘密録音は基本的に違法ではありませんし、その録音の内容は後に裁判になったとしても証拠として利用できます。退職を勧められたら、初期の段階で自分の言い分を記録として残しておくこと、相手の言い分を記録として残しておくことが大事です。

事例の続き：不当解雇の処分

1週間後、弁護士の相談をもとに録音する準備をして、鈴木従業員は佐藤社長との面談を迎えました。佐藤社長は「おまえがいると職場の空気が悪くなる。周りの従業員もそう言っている。自主退職をする決心をつけてくれたか？」などと、自主退職を勧めてきました。鈴木従業員はあくまで「私は真面目に仕事をやっています。それを知っているから、社長だって、私に対して懲戒処分を下したことは一度もなかったし、ボーナスだってちゃんと払ってくれてたじゃないですか？」と退職勧奨を受け入れる気はありません。佐藤社長も「それはそうなんだが、おまえのことが嫌だという上司がいて、職場環境が悪くなっている。もし、おまえが自主退職しないというのであれば、どのみち解雇という手続きをとらざるを得なくなる」と一歩も引く気はないようです。鈴木従業員も「それならば解雇でいいんじゃないでしょうか」とあくまで自主退職に応じるつもりはありません。

面談から１週間後、鈴木従業員は2週間の自宅待機を言い渡されました。自宅待機中に佐藤社長から「自主退職をする決心はついたか」と聞かれましたが、鈴木従業員は「そのつもりは全くありません」と答えました。そうして、2週間の自宅待機が終わるのと同時に、解雇通知書が鈴木従業員に渡されました。そこには、業務懈怠の就業規則違反があるから解雇だと書かれていました。鈴木従業員はさっそく、弁護士のもとに相談に行きました。

検討：不当解雇されたら

不当解雇をされたときに真っ先に行うことが、解雇理由書をもらうことでしょう。労働基準法22条1項において、解雇をされた際に労働者の要求があった場合には、使用者は解雇の理由を書いた証明書を交付しなければならない、とされています。自分がなぜ解雇されるに至ったかについては、その後に解雇を争う場合において重要です。鈴木従業員のようにこちらから請求しなくとも書面で交付される場合もありますが、突然、解雇を告げられ、明日から来なくて良いと言われるようなこともあります。その際にも解雇の理由を書いた書面を交付してくれという権利は労働者にありますので、解雇理由書をもらうことが先決です。

そもそも、解雇を行うには、労働契約法16条において「客観的に合理的な理由」と「社会通念上相当である」ことが必要であるとされています。細かな説明は頁数の制限からできませんが、簡単に言えば、就業規則に書いてある解雇の事由に該当する事柄を当該労働者がおこなっており、労働者の言い分をきちんと聞くなどの適正な手続に従って解雇をしたのでなければ、その解雇は違法ということになります。本件のように、懲戒歴が過去に1度もなかったような従業員に対して突然の解雇をすることは、多くの場合、社会的な相当性が欠けていると言えるでしょう。鈴木従業員の解雇は不当解雇である可能性が高いです。

まとめ

解雇事案において、もっとも重要とされるのは、初動で適切な対応をするかです。そのためには、早期に専門家である弁護士に相談にきていただきたいと思います。労働紛争に巻き込まれている方は、ぜひ、立川法律相談センターにご連絡下さい。

労働問題法律相談（立川法律相談センター）

解雇、賃金未払、労働審判などに関する問題は弁護士へご相談ください。

相談時間：　＜労働者側＞　土曜日　10:00 ～ 12:00
＜使用者側＞　木曜日　13:00 ～ 16:00　（※いずれも祭日を除く。）

相談料金：　初回30分5,000円 (消費税別)　延長15分につき、2,500円（消費税別）
※労働者側相談は初回30分の相談料が無料です。

予約電話：　立川法律相談センター　**０４２－５４８－７７９０**
（受付時間　月～土　9:30 ～ 16:30　※祭日を除く。）

「高齢者・障害者専門法律相談」て、どんなもの？？

多摩支部高齢者・障害者の権利に関する委員会委員
弁護士　足立恵佳

1　どんな弁護士が相談にのってくれるの？高いお金がかかるんじゃ…？

こんにちは、多摩地区で弁護士をしている、足立と申します。

今日は、弁護士会多摩支部というところがやっている、「高齢者・障害者専門法律相談」窓口について、ご紹介します。

「高齢者・障害者専門法律相談」は、多摩地区で働いている弁護士が、相談にのります。

そのため、多摩地区で相談したい場合には、とても便利です。

また、相談を担当する弁護士は、高齢（主に65歳以上）の方々の問題や、いろいろな障害に関する問題について、経験を積んできた弁護士です。

さらに、担当弁護士は、毎年３回以上、高齢の方々に関する法律や、障害にまつわる制度などについて、必ず研修を受けています。

研修の内容は、たとえば、知的障害のある方のご家族からのお話し、視覚障害や聴覚障害のある方からのお話し、認知症や統合失調症などを専門にしているお医者さんからのお話し、成年後見人の仕事についてのベテラン弁護士からの話など、さまざまです。

ですので、「高齢者・障害者専門法律相談」では、経験と、新しい知識の、両方をもった弁護士が、相談にのってくれます。

相談申込の電話番号は、042-548-1190
（平日朝9:30から夕方4:30まで受付）です。
相談料は、30分5400円（消費税込）です。

相談料を支払う余裕のない方には、法テラスというところが代わりに、３回分の相談料を払ってくれる制度もありますので、電話申込のときにお気軽にお申し出ください。

2　移動がたいへんなんだけど、施設や病院にも来てくれるの？

はい、住んでいる施設や、入院している病院などに弁護士がうかがう、出張相談もしています。

ご自宅に来てほしい、という場合も、お気軽にご相談ください。

出張相談の場合は、相談料と出張料を合わせて、10,800円（消費税込）がかかります。

ただ、これについても、法テラスというところが代わりに、相談料と出張料を払ってくれる制度がありますので、電話申込のときにお気軽にお申し出ください。

3　家族についての相談でも大丈夫？

はい、ご自分が高齢だ、とか、障害がある、という方でなくても、もちろん大歓迎です。

高齢になられたご家族の財産管理の問題や、今後のことに関するご相談でも、家族ではないけれど、支援をしている相手の障害に関係して心配なことがある、というご相談でも、お気軽にご利用ください。

また、お得な制度として、自治体や社会福祉協議会等で、高齢者支援・障害者支援を担当されている方が、仕事上悩んでいる件で相談したい、という場合でしたら、初めてのご相談は無料でお受けします。

この制度の目的は、多摩地域の弁護士と、多摩地域の支援者の方々とのつながりをもっと密にしていきたい、というところにあります。

そのため、このような自治体等の支援者の方からのご相談の場合には、多摩地区の中の、さらにその自治体の近くの地域の弁護士が担当しますので、ぜひ身近な相談役としてご活用ください。

4　法テラスと弁護士会は、なにが違うの？

よくいただくご質問です！

法テラスは、国が作っている組織です。弁護士会は、弁護士が作っている組織です。

そのため、別々の組織ですが、法律相談したい方と、弁護士をつなげていこう、という目標は、同じです。

弁護士会も法テラスも、いくつも相談場所を作っています（ちなみに、多摩地区では、弁護士会も法テラスも、ＪＲ立川駅の近く、京王八王子駅の近く、ＪＲ町田駅の近く、の３箇所に、常設の相談場所を作っています。）。

また、法テラスは、そのような法テラスの相談場所まで行かなくても、上の１や２のところにあるとおり、相談料などを代わりに支払ってくれる、という制度もやっています。

なお、法テラスでは、法律改正により、平成30年１月から、新しく、高齢者支援・障害者支援をされている方から、当事者の方のために、弁護士による法律相談の機会を設定できる制度（長い名前ですが、「特定援助対象者法律相談援助事業」というそうです。）を始めました。ただ、申込方法などが、一般の法律相談とすこし違うようですので、関心のある方は、法テラスコールセンター（電話0570-078374）に問い合わせてみてください。

遺言カフェ

多摩支部設立20周年記念事業
実行委員会委員
弁護士　加　畑　貴　義

東京三弁護士会多摩支部は、平成10年４月に、多摩地域の身近な司法サービスを提供する拠点として設立されました。市民の皆様の温かいご支援を頂き、本年４月に20周年を迎えることになりました。

20周年の記念行事として、東京三弁護士会多摩支部では、立川、八王子、武蔵野、町田、青梅の多摩支部管内各地区において「遺言カフェ」の実施を企画しています。

「遺言カフェ」は、一昨年の４月に町田市において、東京三弁護士会多摩支部が日本弁護士連合会との共催で行い、市民の皆様にご好評を頂いた企画です

はじめに、弁護士が、相続や遺言に関する基本的な知識や、あらかじめ準備していた方が良い点などについて、講義を行います。ただ、一般的にこのような研修講義は、とかく一方的なものとなりやすく、また講義後に、個別の質問の機会もない場合もあり、市民の皆様の細部の疑問点に十分に応えられていない部分もあると考えております。

そこで、「遺言カフェ」では講義の後に、「茶話会」を開きます。

「茶話会」とは、市民の皆様と弁護士が車座になって、お茶やお菓子を片手に、会話を楽しみつつ、遺言や相続で気になっている点について、どんなことでも、気軽に弁護士にご質問頂ける懇談会です。日頃、「こんな悩みを弁護士に相談して良いものだろうか」「遺言の初歩的なことについて聞きたいけど、弁護士に相談するのは敷居が高い」などと思われている方がいらっしゃいましたら、是非各地区で開かれる「遺言カフェ」にご参加下さい。

「遺言カフェ」は、できるだけ堅苦しい雰囲気を取り払い、市民の皆様と楽しい時間が過ごせるよう企画しております。

皆様のご参加を、心よりお待ちしております。

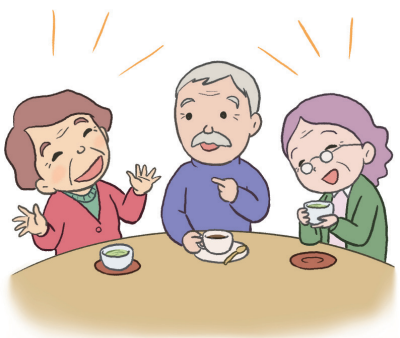

生活保護相談やってます！

多摩支部貧困問題対策プロジェクトチーム委員
弁護士　芝崎勇介

1　生活保護はずるい制度か？

「生活保護」と聞くと、何を思いますか？怠けているのにお金がもらえていいな、税金で酒を飲んだりパチンコに行ったりしているなんて腹が立つ、本当は働けるのに不正にお金をもらっている人が多いんでしょ、詐欺じゃん。悪いイメージで語られがちな制度です。だから、生活保護を受けるようになったらおしまいだ、そう考える人もいるかもしれません。

でも、生活保護は、私たちの社会にとって大切な制度です。私たちは、自分が生まれ落ちる境遇を選べません。偶々、不遇な環境に生まれ育つことがあります。私たちは、生きていく中で、いろいろな困難にぶつかります。私たちは、多くの失敗をします。そして、その結果、時にはお金がなくなり、生活が苦しくなることがあります。

誰がどんな苦労を引き当てるかは、大きな目で見れば、くじ引きのようなものです。運・不運が左右することも多く、簡単に努力不足だとなじることはできません（もっと言えば、努力できるかどうかも才能の一種です。）。誰がどんな苦労を引き当てるかわからないのであれば、誰もが、不遇な環境に生まれ育っても、困難に遭っても、失敗をしても、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障しておこう（憲法25条１項）。私たちの社会は、そういう約束事を決めました。この約束事に基づいて作られた制度が、生活保護です。

生活保護を利用している人の多くは、慎ましく暮らしています。問題行動を起こしているように見える人でも、ほとんどは治療やケアが必要だというだけです。不正受給に至っては、全体の約0.5％にすぎません。生活保護を利用することは、後ろ指を指されるようなことではないのです。

2　必要な人に生活保護が届くように

東京三弁護士会多摩支部では、生活保護を利用したい方、生活保護を利用中に福祉事務所とトラブルになった方などを対象に、生活保護専門相談を行っています。弁護士が必要な方に必要な保護が行き届くようにご相談を受けます。まずはお電話でお問い合わせをください。

【生活保護専門相談の案内】
TEL　042-642-5000
受付：月曜日～金曜日（祭日を除く）
　　午前9時30分～ 12時、
　　午後1時～ 4時

3　生活保護を利用できる人

次の３つの条件を満たす人は、生活保護を利用できます。

①毎月の収入と手持ち財産とが基準以下
②財産と能力を活用している
③日本国籍を持っている
（※ 一定範囲の外国人も生活保護を利用できます。）

自分の力では、どうにも生活が立ちゆかない。そう感じたら、市役所にある福祉事務所（「生活福祉課」などといろいろな名前が付けられています。）に相談に行き、生活保護を申請しましょう。

ただ、生活保護を利用できる水準の生活をしているのに、利用していない人が少なくとも約30％いることがわかっています（平成16年消費実態調査。統計の取り方が違う平成19年国民生活基礎調査に拠ると、約68％になります。）。誤解がないように言うと、生活水準だけが生活保護利用の条件ではないので、この全員が生活保護の支給漏れではありません。でも、中には生活保護を利用する必要がありながら、生活保護を利

用できていない人がいることも事実です。

福祉事務所に行ってみたけれど、うまく困っていることが伝えられない。窓口の職員から、「借金があるから、生活保護は受けられない。」、「若いから働けるでしょう。」、「住所がないから、受け付けられない。」、「車や自宅を持っているから、それを売るまでは生活保護を受けられない。」、「まずは田舎の親に助けてもらいなさい。」などと言われて帰されてしまった。そういった経験をされたら、先ほどの生活保護専門相談を利用してみてください。

4　生活保護で扶けてもらえるもの

生活保護を利用する場合、次の費用やサービスを受けることができます。自分たちの家庭にとって、必要な援助が受けられているか、こういったことも生活保護専門相談では相談を受け付けています。

- 日常生活に必要な費用（生活扶助）
- 家賃、家の修繕費、引越費用等（住宅扶助）
- 義務教育のための学用品費（教育扶助）
- 医療サービス等（医療扶助）
- 介護サービス等（介護扶助）
- 出産費用（出産扶助）
- 仕事に就くために必要な技術・能力を身につけるのに必要な費用（生業扶助）
- 葬祭費用（葬祭扶助）

5　生活保護利用中のトラブル

生活保護利用中にトラブルが起きることもあります。

特によく見られるのが、生活保護費の返還を巡るトラブルです。生活保護を利用している方が収入を得たのに、福祉事務所に対し申告を忘れていて、後から返還を求められる場面などが典型的です。時には、福祉事務所の誤りで多く支給されていた生活保護費を後から全額返せと言われた例もあります（この場合に、裁判所が福祉事務所の判断を違法として取り消した例もあります。）。

この他にも引越しが必要な事情があるけれど、引越費用は出せないと言われた、通院に必要なバイクを売るように繰り返し指導され、指導に従わずにいたら生活保護を廃止されたなど様々なトラブルが生じています。

トラブルがあった場合には、独りで抱え込まずに、生活保護専門相談を利用してください。市役所の対応が法律に違反するのか、適切なのか、どのように対処すればよいのか、一緒に考えます。

法律相談センターのご案内

法律相談の電話予約受付時間（祭日を除く）

- 八王子・立川法律相談センター／月～土曜日：午前9時30分～午後4時30分
- 町田法律相談センター　水・金・土曜日：午後1時～6時　火・木曜日：午後3時～8時

インターネットからも法律相談の予約を受け付けております。東京三弁護士会多摩支部 検索

立川法律相談センター

〒190-0012
東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12階
042-548-7790

法律相談日 ※祭日を除く

月曜～土曜日 午前10時～12時 / 午後1時～3時30分

専門相談有り、詳しくはお問い合わせ下さい。

労働問題相談

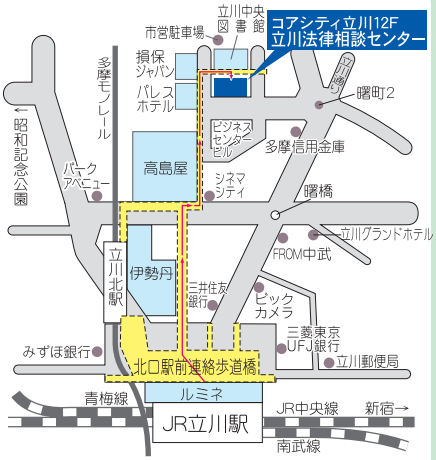

※JR立川駅北口から徒歩7分
※多摩モノレール立川北駅から徒歩5分
※駐車場がありませんので車でのお越しはご遠慮下さい。

八王子法律相談センター

〒192-0046
東京都八王子市明神町4－1－11
042-645-4540

法律相談日 ※祭日を除く

月・火・木・土曜日：午前10時～12時

月曜～土曜日：午後1時～3時30分

夜間相談：水曜と金曜日の午後4時30分～7時

※京王八王子駅西口から徒歩3分
※JR八王子駅北口から徒歩7分
※駐車場がありませんので車でのお越しはご遠慮下さい。

町田法律相談センター

〒194-0022
東京都町田市森野1－13－3 竹内ビル6階
042-732-3904

法律相談日 ※祭日を除く

水・金・土曜日：午後3時～6時

火・木曜日：午後5時～8時

夜間相談：火曜と木曜日の午後8時まで

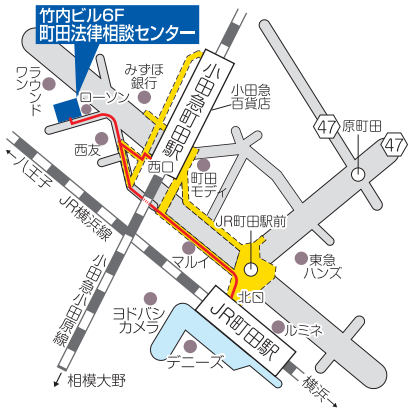

※JR町田駅北口から徒歩4分
※小田急線町田駅西口から徒歩2分
※駐車場がありませんので車でのお越しはご遠慮下さい。

弁護士会町田法律相談センターで、法テラスの法律相談が受けられます。

※収入が一定額以下の方は、法テラスの無料相談をご利用頂ける場合があります。ご予約の際、ご希望の時間帯が無料相談に対応しているか、あらかじめご確認ください。

予約電話番号 042-851-8172

■法律相談料金

30分以内 **5,000円**（税別）
※延長15分につき2,500円（税別）

■クレジット・サラ金法律相談は 無料

★高い利子で払い過ぎていませんか？お気軽にご相談下さい。

■電話ガイド

1件10分程度で一般的な問題について無料でご案内します。 月曜日～金曜日（祭日を除く）午前10時～12時 TEL 042-548-7175

一般相談

■相続・遺言　■離婚問題　■土地建物の借地・借家　■刑事事件など

専門相談

■労働問題法律相談 労働者側は初回面接無料

〈労働者側〉毎週土曜日（祭日を除く） 午前10時～12時
〈使用者側〉毎週木曜日（祭日を除く） 午後1時～3時30分
TEL 042-548-7790（立川法律相談センター）

■生活保護法律相談

受付：月曜日～金曜日（祭日を除く）
午前9時30分～12時、午後１時～４時
TEL 042-642-5000
※同じ問題について、3回までは無料で相談を受けられます。

■弁護士子どもの悩みごと相談（初回は電話相談です。）

受付：毎週水曜日（祭日を除く）午後２時～７時
TEL 042-548-0120
※電話相談のあと、必要に応じて無料で面接相談を行います。

■高齢者・障害者専門法律相談

■ドメスティック・バイオレンス（DV）法律相談 初回面接無料

■消費者問題法律相談

東京三弁護士会多摩支部まで、まずはお問い合わせ下さい。
受付：月曜日～金曜日（祭日を除く）
午前9時30分～12時、午後1時～4時30分
TEL 042-548-1190

■犯罪被害者支援相談（初回は電話相談です。）

受付：毎週火曜日（祭日を除く）午後１時～４時
TEL 042-548-3870
※電話相談のあと、必要に応じて無料（原則、法テラスの援助を利用）で面接相談を行います。